

平成21年度版 共通仕様書等の正誤表

| 誤 | | 正 | | 赤:追加・変更 青:削除 |
|-------|--|-------|--|--------------|
| 共通仕様書 | 特記仕様書 | 共通仕様書 | 特記仕様書 | 備考 |
| | 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-26 工事中の安全確保 | | 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-26 工事中の安全確保 | |
| | 2. ~「地下埋設物の事故防止マニュアル」(平成20年度6月13日付け国部整技官第46号、国部整河・・・によるものとする。 | | 2. ~「地下埋設物の事故防止マニュアル」(平成20年度6月13日付け国部整技管第46号、国部整河・・・によるものとする。 | 誤植 |
| | 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-32 交通安全管理 | | 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-32 交通安全管理 | |
| | (1)②請負者は、夜間開放時には保安灯等を設置するものとし、工事期間中は安灯・バリケード等の保守点検を実施しなければならない。 | | (1)②請負者は、夜間開放時には保安灯等を設置するものとし、工事期間中は保安灯・バリケード等の保守点検を実施しなければならない。 | 誤植 |
| | (1)④注:体感マットについては、設置することが現場状況に不適な場合は、管理職員と協議するものとする。 | | (1)④注:体感マットについては、設置することが現場状況に不適な場合は、監督職員と協議するものとする。 | 誤植 |
| | 6. ②~なお、走行途中の写真撮影が困難な場合監督職員の承諾を得て省略できるものとする。 | | 6. ②~なお、走行途中の写真撮影が困難な場合は監督職員の承諾を得て省略できるものとする。 | 誤植 |
| | 6. ④~「大型建設機械の分解輸送マニュアル」(平成10年3月(社)日本建設機械化協会)を参考とし、組立解体ヤードが別途必要となる場合は設...協議するものとする。 | | 6. ④~「大型建設機械の分解輸送マニュアル」(平成10年3月(社)日本建設機械化協会)を参考とし、組立解体ヤードが別途必要となる場合は設...協議するものとする。 | 誤植 |
| | 第1編 共通編 第2章 土工 第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工 2-3-10 河川土工の出来形管理 | | 第1編 共通編 第2章 土工 第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工 2-3-10 河川土工の出来形管理 | |
| | ~「施工管理データを搭載したトータルステーションによる出来形管理要領(案)」により実施してもよい。 | | ~「施工管理データを搭載したトータルステーションによる出来形管理要領(案)」により実施してもよい。 | 誤植 |
| | 第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第3節 レディーミクストコンクリート 特仕3-3-2 工場の選定 | | 第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第3節 レディーミクストコンクリート 特仕3-3-2 工場の選定 | |
| | 1. ...やむを得ず生産者等に検査のための試験を代行させる場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとし、請負者はその試験に臨場しなければならない。 | | 1. ...やむを得ず生産者等に試験を代行させる場合は、監督職員の承諾を得るものとし、請負者はその試験に臨場しなければならない。 | 誤植 |
| | 4. 普通ポルトランドセメント使用の材令7日強度より材令28日強度の判定にあたって、JIS認定工場又は、JIS認証工場の推定式を参考とするものとする。 | | 4. 普通ポルトランドセメント使用の材令7日強度より材令28日強度の判定にあたっては、JIS認定工場又は、JIS認証工場の推定式を参考とするものとする。 | 誤植 |
| | $\sigma_{28} = 0.96\sigma_7 + 10.4$ $\sigma_7 \geq 15\text{N/mm}$ | | $\sigma_{28} = 0.96\sigma_7 + 10.4$ $\sigma_7 \geq 15\text{N/mm}^2$ | 誤植 |
| | 第2編 材料編 第2章 土木工事材料 第7節 セメントコンクリート製品 2-7-2 セメントコンクリート製品 | | 第2編 材料編 第2章 土木工事材料 第7節 セメントコンクリート製品 2-7-2 セメントコンクリート製品 | |
| | 3. コンクリートブロックの規格は、設計図書に明示された場合を除き、JIS A 53附属書4表1.2によるものとする。 | | 3. コンクリートブロックの規格は、設計図書に明示された場合を除き、JIS A 5371附属書4表1.2によるものとする。 | 誤植 |
| | 第3編 土木工事共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-15 提出書類 | | 第3編 土木工事共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-15 提出書類 | |
| | 1. (6) 工事履行報告 (9) 施工体制台帳及び施工体系 | | 1. (6) 工事履行報告書 (9) 施工体制台帳及び施工体系 | 誤植 |

平成21年度版 共通仕様書等の正誤表

| 誤 | | 正 | | 赤:追加・変更 青:削除 備考 |
|-------|--|-------|--|--------------------|
| 共通仕様書 | 特記仕様書 | 共通仕様書 | 特記仕様書 | |
| | 第3編 土木工事共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-16 創意工夫 | | 第3編 土木工事共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-16 創意工夫 | |
| | 請負者は、「共仕」第3編1-1-16 創意工夫に関する事項について、事前に施工計画書に記述するとともに、実施状況の説明資料として工事完了時までに別途様式により提出しなければならない。 | | 請負者は、「共仕」第3編1-1-16 創意工夫に関する事項について、事前に施工計画書に記述するとともに、実施状況の説明資料として工事完了時までに別途様式により提出するものとする。 | 表現の統一 |
| | 第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 2-3-5 縁石工 | | 第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 2-3-5 縁石工 | |
| | 1.「共仕」第3編2-3-8縁石工の1項の敷モルタルは1:3(セメント:砂)の重量配合とする。 | | 1.「共仕」第3編2-3-5縁石工の1項の敷モルタルは1:3(セメント:砂)の重量配合とする。 | 引用条項番号の修正 |
| | 第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 2-3-8 路側防護柵工 | | 第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 2-3-8 路側防護柵工 | |
| | 3. 請負者は、設計図書においてビデオカメラによる出来形管理の試行対象工事と明示された場合、...監督職員の要請があった場合はすみやかに提示するとともに、 検査時まで に提出するものとする。 | | 3. 請負者は、設計図書においてビデオカメラによる出来形管理の試行対象工事と明示された場合、...監督職員の要請があった場合はすみやかに提示するとともに、 検査時まで に 監督職員 に提出するものとする。 | 表現の統一 |
| | 第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 2-3-13 ポストテンション桁製作工 | | 第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 2-3-13 ポストテンション桁製作工 | |
| | 3. ~実測値と緊張作業計画の予定値を対比した報告書を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、 検査時 に提出するものとする。 | | 3. ~実測値と緊張作業計画の予定値を対比した報告書を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、 検査時まで に 監督職員 に提出するものとする。 | 表現の統一 |
| | 第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 2-3-23 現場継手工 | | 第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 2-3-23 現場継手工 | |
| | 積載者 は、道路橋示方書に準拠するものとし、トルク係数値はA種に適合するものとする。 | | 請負者 は、道路橋示方書に準拠するものとし、トルク係数値はA種に適合するものとする。 | 誤植 |
| | 第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第4節 基礎工 2-4-4 既製杭工 | | 第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第4節 基礎工 2-4-4 既製杭工 | |
| | 2. ~施工にあたっては施工記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、 検査時 に提出するものとする。 | | 2. ~施工にあたっては施工記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、 検査時まで に 監督職員 に提出するものとする。 | 表現の統一 |
| | 第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 2-6-4 コンクリート舗装の材料 | | 第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 2-6-4 コンクリート舗装の材料 | |
| | ~「特仕」第3編特仕2-6-2アスファルト舗装の材料の規格に適合しなければならない。 | | ~「特仕」第3編特仕2-6-3アスファルト舗装の材料の規格に適合しなければならない。 | 引用条項番号の修正 |
| | 第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 2-6-13 薄層カラー舗装工 | | 第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 2-6-13 薄層カラー舗装工 | |
| | ~薄層カラー舗装の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-5アスファルト舗装工の規定によるものとする。 | | ~薄層カラー舗装の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。 | 誤植 |

平成21年度版 共通仕様書等の正誤表

| 誤 | | 正 | | 赤:追加・変更 青:削除 備考 |
|-------|---|-------|---|--------------------|
| 共通仕様書 | 特記仕様書 | 共通仕様書 | 特記仕様書 | |
| | 第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 2-6-15 路面切削工 | | 第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 2-6-15 路面切削工 | |
| | 1. ~なお、平均厚さに±5mm以上の変更が生じた場合は設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。 | | 1. ~なお、平均厚さに±5mm以上の変更が生じた場合は設計図書に関して監督職員に協議するものとする。 | 表現の統一 |
| | 第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第10節 仮設工 2-10-23 足場工 | | 第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第10節 仮設工 2-10-23 足場工 | |
| | ~手すり先行工法の方式を採用した足場に、2段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。 | | ~手すり先行工法の方式を採用した足場に、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。 | 誤植 |
| | 第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第12節 工場製作工(共通) 2-12-3 桁製作工 | | 第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第12節 工場製作工(共通) 2-12-3 桁製作工 | |
| | 3)段階確認 (3)上記(1)、(2)の段階確認は、既済部分検査及び中間技術検査と兼ねることが出来るものとする。 | | 3)段階確認 (3)上記(1)、(2)の段階確認は、既済部分検査及び中間技術審査と兼ねることが出来るものとする。 | 誤植 |
| | 第7編 河川海岸編 第1章 堤防・護岸 第5節 護岸基礎工 1-5-7 笠コンクリート工 | | 第7編 河川海岸編 第1章 堤防・護岸 第5節 護岸基礎工 1-5-7 笠コンクリート工 | |
| | 笠コンクリートの施工については、「特仕」第3編特仕2-3-20笠コンクリート工の規定によるものとする。 | | 笠コンクリートの施工については、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリート工の規定によるものとする。 | 引用条項番号の修正 |
| | 第8編 砂防編 第1章 砂防堰堤 第11節 砂防堰堤付属物設置工 1-11-4 境界工 | | 第8編 砂防編 第1章 砂防堰堤 第11節 砂防堰堤付属物設置工 1-11-4 境界工 | |
| | 境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-10-2境界工の規定によるものとする。 | | 境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2境界工の規定によるものとする。 | 引用条項番号の修正 |
| | 第8編 砂防編 第3章 斜面对策 第9節 抑止杭工 3-9-2 作業土工(床掘り・埋戻し) | | 第8編 砂防編 第3章 斜面对策 第9節 抑止杭工 3-9-2 作業土工(床掘り・埋戻し) | |
| | 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-1作業土工の規定によるものとする。 | | 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 | 引用条項番号の修正 |
| | 第10編 道路編 第1章 道路改良 第10節 カルバート工 1-10-3 側溝工 | | 第10編 道路編 第1章 道路改良 第10節 カルバート工 1-10-3 側溝工 | |
| | 請負者は、側溝類の継目部の施工にあたっては、「共仕」第10編1-8-3側溝工の2項の規定によるものとする。 | | 請負者は、側溝類の継目部の施工にあたっては、「共仕」第10編1-10-3側溝工の2項の規定によるものとする。 | 引用条項番号の修正 |
| | 第10編 道路編 第2章 舗装 第4節 舗装工 2-4-6 半たわみ性舗装工 | | 第10編 道路編 第2章 舗装 第4節 舗装工 2-4-6 半たわみ性舗装工 | |
| | 半たわみ性舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-8半たわみ性舗装工規定によるものとする。 | | 半たわみ性舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。 | 引用条項番号の修正 |

平成21年度版 共通仕様書等の正誤表

| 誤 | | 正 | | 赤:追加・変更 青:削除 |
|-------|--|-------|---|--------------|
| 共通仕様書 | 特記仕様書 | 共通仕様書 | 特記仕様書 | 備考 |
| | 第10編 道路編 第2章 舗装 第4節 舗装工 2-4-7 排水性舗装工 | | 第10編 道路編 第2章 舗装 第4節 舗装工 2-4-7 排水性舗装工 | |
| | 2. 請負者は、排水性舗装工の施工にあたっては、「特仕」第3編特仕2-6-9排水性舗装工の規定によるものとする。 | | 2. 請負者は、排水性舗装工の施工にあたっては、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。 | 引用条項番号の修正 |
| | 第10編 道路編 第3章 橋梁下部 第1節 適用 | | 第10編 道路編 第3章 橋梁下部 第1節 適用 | |
| | 表工場製品輸送工は・・・「特仕」第1編第2章第4節道路土工及び第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。 | | 工場製品輸送工は・・・「特仕」第1編第2章第4節道路土工及び第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。 | 誤植 |
| | 第10編 道路編 第3章 橋梁下部 第10節 矢板護岸工 3-10-3 笠コンクリート工 | | 第10編 道路編 第3章 橋梁下部 第10節 矢板護岸工 3-10-3 笠コンクリート工 | |
| | 1. 笠コンクリートの施工については、「特仕」第3編2-3-20笠コンクリート工の規定によるものとする。 | | 1. 笠コンクリートの施工については、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリート工の規定によるものとする。 | 引用条項番号の修正 |
| | 第10編 道路編 第4章 鋼橋上部 第3節 工場製作工 4-3-3 桁製作工 | | 第10編 道路編 第4章 鋼橋上部 第3節 工場製作工 4-3-3 桁製作工 | |
| | 1. 仮組立て検査 (1) 請負者は、あらかじめ仮組立て方法、計測方法について、直接仮組立てを行う場合又は監督職員の承諾を受け、仮組立てを他の方法によって仮組立てと同等の精度の検査が行える場合のいずれかについて施工計画書に記載し、監督職員に提出するものとする。また、直接仮組立てを行う場合は、発注者の立会のもとに、仮組立て検査を行わなければならない。なお、他の方法によって仮組立てと同等の精度が行える場合の出来形管理として、シミュレーション仮組立検査の場合は、施工管理基準の出来形管理基準及び規格値第3編第2章第12節3-1条桁製作工によるものとする。 (2) 請負者は、設計図書において仮組立て検査を簡略化できる工事であると明記された場合は、仮組立てと同等の精度管理が行える方法について施工計画書にて記載し、監督職員に提出するものとする。なお、仮組立て検査を実施しない場合は、施工管理基準の出来形管理基準及び規格値第3編第2章第12節3-2条桁製作工及び第3編第2章第13節1条橋梁架設工により管理しなければならない。 | | 桁製作工の施工については、「特仕」第3編特仕2-12-3桁製作工の規定によるものとする。 | 条文の統合 |
| | 第10編 道路編 第4章 鋼橋上部 第5節 鋼橋架設工 4-5-7 架設工(架設桁架設) | | 第10編 道路編 第4章 鋼橋上部 第5節 鋼橋架設工 4-5-7 架設工(架設桁架設) | |
| | 架設工(架設桁架設)の施工については、「特仕」第3編特仕2-13-3架設工(架設桁架設)の規定によるものとする。 | | 架設工(架設桁架設)の施工については、「特仕」第3編特仕2-13-6架設工(架設桁架設)の規定によるものとする。 | 引用条項番号の修正 |
| | 第10編 道路編 第4章 鋼橋上部 第5節 鋼橋架設工 4-5-8 架設工(送出し架設) | | 第10編 道路編 第4章 鋼橋上部 第5節 鋼橋架設工 4-5-8 架設工(送出し架設) | |
| | 架設工(送出し架設)の施工については、「特仕」第10編特仕2-13-7架設工(送出し架設)の規定によるものとする。 | | 架設工(送出し架設)の施工については、「特仕」第3編特仕2-13-7架設工(送出し架設)の規定によるものとする。 | 引用条項番号の修正 |

平成21年度版 共通仕様書等の正誤表

| 誤 | | 正 | | 赤:追加・変更 青:削除 |
|-------|---|-------|--|--------------|
| 共通仕様書 | 特記仕様書 | 共通仕様書 | 特記仕様書 | 備考 |
| | 第10編 道路編 第4章 鋼橋上部 第5節 鋼橋架設工 4-5-9 架設工(トラベラークレーン架設) | | 第10編 道路編 第4章 鋼橋上部 第5節 鋼橋架設工 4-5-9 架設工(トラベラークレーン架設) | |
| | 請負者は、現道上における架設については、設計図書によるものとする。 | | 架設工(トラベラークレーン架設)の施工については、「特仕」第3編特仕2-13-8架設工(トラベラークレーン架設)の規定によるものとする。 | 条文の統合 |
| | 第10編 道路編 第5章 コンクリート橋上部 第9節 PC版桁橋工 5-9-2 PC版桁製作工 | | 第10編 道路編 第5章 コンクリート橋上部 第9節 PC版桁橋工 5-9-2 PC版桁製作工 | |
| | 2. グラウトの施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。 | | 2. グラウトがある場合の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。 | 誤植 |
| | 第10編 道路編 第5章 コンクリート橋上部 第11節 PC片持箱桁橋工 5-11-3 支承工 | | 第10編 道路編 第5章 コンクリート橋上部 第11節 PC片持箱桁橋工 5-11-3 支承工 | |
| | 3. 無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10支承工のによるものとする。 | | 3. 無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10支承工の規定によるものとする。 | 誤植 |
| | 第10編 道路編 第6章 トンネル(NATM) 第1節 適用 | | 第10編 道路編 第6章 トンネル(NATM) 第1節 適用 | |
| | ～インパート工は、「特仕」10編第6章第6節インパート工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。 | | ～インパート工は、「特仕」第10編第6章第6節インパート工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。 | 誤植 |
| | 第10編 道路編 第7章 コンクリートシェッド 第1節 適用 | | 第10編 道路編 第7章 コンクリートシェッド 第1節 適用 | |
| | 道路土工は、「特仕」第1編第2章第4節道路土工、インパート工は、「特仕」第10編第6章第6節インパート工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。 | | | 誤植 |
| | 第10編 道路編 第14章 道路維持 第14節 橋梁床版工 14-14-3 床版補強工(鋼板接着工法) | | 第10編 道路編 第14章 道路維持 第14節 橋梁床版工 14-14-3 床版補強工(鋼板接着工法) | |
| | 4. (1) 請負者は、縦桁取付けに先立ち、取付けに支障となる部材を調査し、監督職員に報告をするものとする。 | | 4. (1) 請負者は、縦桁取付けに先立ち、取付けに支障となる部材を調査し、監督職員に報告するものとする。 | 誤植 |
| | 第10編 道路編 第14章 道路維持 第14節 橋梁床版工 14-14-6 床版取替工 | | 第10編 道路編 第14章 道路維持 第14節 橋梁床版工 14-14-6 床版取替工 | |
| | 1. 請負者は、舗装版撤去の施工については、「特仕」第10編特仕10-10-4路面切削工の規定によるものとする。 | | 1. 請負者は、舗装版撤去の施工については、「特仕」第10編特仕14-4-3路面切削工の規定によるものとする。 | 引用条項番号の修正 |
| | 第10編 道路編 第14章 道路維持 第20節 道路清掃工 14-20-3 路面清掃工 | | 第10編 道路編 第14章 道路維持 第20節 道路清掃工 14-20-3 路面清掃工 | |
| | (5) 請負者は、路面清掃及び人力清掃作業時にポットホール等路面等の異常を発見した場合には、監督職員に報告をするものとする。 | | 4. (5) 請負者は、路面清掃及び人力清掃作業時にポットホール等路面等の異常を発見した場合には、監督職員に報告するものとする。 | 誤植 |

平成21年度版 共通仕様書等の正誤表

| 誤 | | 正 | | 赤:追加・変更 青:削除 |
|-------|--|-------|--|--------------|
| 共通仕様書 | 特記仕様書 | 共通仕様書 | 特記仕様書 | 備考 |
| | 第10編 道路編 第16章 道路修繕 第24節 橋脚巻立て工 16-24-4 RC橋脚鋼板巻立て工 | | 第10編 道路編 第16章 道路修繕 第24節 橋脚巻立て工 16-24-4 RC橋脚鋼板巻立て工 | |
| | 1. ~「特仕」第2編2-13-1エポキシ系樹脂接着剤の表2-18の試験項目と規格値に適合することを証明する試験成績表を1ロット毎に提出しなければならない。 | | 1. ~「特仕」第2編2-13-1エポキシ系樹脂接着剤の表2-18の試験項目と規格値に適合することを証明する試験成績表を1ロット毎に提出するものとする。 | 表現の統一 |